

第 1 2 0 号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 1 年 9 月 2 8 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

足立区事務手数料条例（昭和 3 3 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 の 9 5 の項中「第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 5 号ハ」を「第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 4 号ハ」に、「第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 5 号ハ」を「第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 4 号ハ」に改め、同表の 9 6 の項中「第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 6 号ニ」を「第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 5 号ニ」に、「第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 6 号ニ」を「第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 5 号ニ」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

租税特別措置法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。